

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地		
大原簿記法律専門学校 難波校		平成15年3月31日	中本 毎彦		〒556-0011 大阪市浪速区難波中1-6-2 (電話) 06-4397-2468		
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地		
学校法人 大原学園		昭和54年4月1日	安部 辰志		〒101-0065 東京都千代田区西神田1-2-10 (電話) 03-3291-7981		
目的	本学科は、教育基本法及び学校教育法に基づき、法律および行政に関する専門教育を施し、一般的に公務員として求められる、法律学、経済学、一般教養、パソコンスキルなどを習得し、人格の陶冶を行い、自立した社会人を育成する事を目的とする。						
分野	課程名		学科名		専門士	高度専門士	
文化・教養	文化教養専門課程		法律行政学科		平成17年文部科学省告示第30号	—	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	1700	1800	160	200	0	0
単位時間							
生徒総定員		生徒実員		専任教員数	兼任教員数		総教員数
80人 の内数		79人 の内数		5人 の内数	5人 の内数		10人 の内数
学期制度	■1学期:4月1日～8月31日 ■2学期:9月1日～12月31日 ■3学期:1月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 優、良、可、不可の4種 定期試験		
長期休み	■学年始め:4月1日 ■夏季:7月下旬～8月下旬 ■冬季:12月下旬～1月上旬 ■春季:3月下旬～4月上旬 ■学年末:3月31日			卒業・進級 条件	所定の授業時間数以上履修し、 かつ、その該当する授業科目に ついて合格に達して卒業資格 を得た者		
生徒指導	■クラス担任制: 有 ■長期欠席者への指導等の対応 担任を中心に本人・保護者へヒアリング・ 指導を行い、問題を1つずつ解決しながら、 学校へ復帰できる環境作りを行っている。			課外活動	■課外活動の種類 全日本電卓競技大会 運動系クラブ活動 ■サークル活動: 無		
就職等の 状況	■主な就職先、業界等 各種国家公務員、各地方自治体など ■就職率 ^{※1} : 97.5 % ■卒業者に占める就職者の割合 ^{※2} : 70.9 % ■その他 — (平成 28 年度卒業者にに関する 平成29年5月1日 時点の情報)			主な資格・ 検定等	一般教養力検定、漢字検定、 電卓検定		
中途退学 の現状	■中途退学者 8名 ■中退率 9.5 % 平成28年4月1日時点において 在学者 84名 (平成28年4月1日入学者を含む) 平成29年3月31日時点において 在学者 76名 (平成29年3月31日卒業者をを含む) ■中途退学の主な理由 経済的理由、進路変更 ■中退防止のための取組 中途退学の兆しとして、欠席・遅刻・早退の増加、授業への集中力の欠如および資格取得意欲の低下などに現れる。よって、以下の内容を防止策として取り組んでいる。 (1)欠席等の防止 一定の欠席累計到達者に対する面談による改善指導など (2)学習に対する意欲低下 目指す職業に就くためにカリキュラムの必要性を説明するガイダンスなどを定期的実施する。 (3)その他 学校行事などの運営(運動会・球技大会・研修旅行(海外・国内))						
ホームページ	http://www.o-hara.ac.jp/osaka/senmon/school/nanba/						

※1「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」の定義による。

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものとす
る。

②「就職率」における「就職者」とは、正規の職員(1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者
(企業等から採用通知などが出された者)をいう。

③「就職率」における「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をい
い、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まない。

(「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等としている。
ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学
科、大学院、専攻科、別科の学生は除いている。)

※2「学校基本調査」の定義による。

全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいう。

「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝
い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしない(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う。)

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

①卒業生の主な就業先である国家公務員・地方自治体に関する有識者である大学や企業と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。

②法律行政分野における学修の中心となる法律、基礎教養力、計数能力、トレーニングは勿論のこと、行政の仕組み、コミュニケーション技術や職種別の専門知識などの教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。

③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

①位置づけについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。また、委員会での協議結果は大原学園教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。

(エ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長、就職本部長、教務部長が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成28年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
高畑 一郎	大原学園 教育課程本部 副本部長	-	
堤 敦	大原学園 就職本部 本部長	-	
井上 純子	大原学園 就職本部 次長		
児玉 紀裕	大原学園 法律教育本部 本部長	-	
八木 真博	大原学園 法律教育本部 次長	-	
櫻本 正樹	東洋大学 教授	H27.4.1~H29.3.31	②
鎌田 修弘	株式会社タフ・ジャパン 代表取締役	H28.4.1~H30.3.31	③
西山 賢太郎	株式会社コナカ 管理本部人事部 次長	H27.4.1~H29.3.31	③
田中 理絵	咲行政書士事務所 代表	H27.4.1~H29.3.31	③
中本 毎彦	大原簿記法律専門学校 難波校 校長		
宮路 信美	大原簿記法律専門学校 難波校 副校長		
山本 省二	大原学園 関西圏就職本部 課長		
仁科 幸久	大原学園 大原簿記法律専門学校難波校 法律教務部 部長		

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
年2回開催する。

第1回:「前年度教育成果の振り返り」

第2回:「今年度の課題整理と次年度以降教育内容の見直し」

(開催日時)

第1回 平成28年5月13日 15:30～17:00(地方委員会)

平成28年5月21日 13:30～15:00(本部委員会)

第2回 平成28年7月15日 15:30～17:00(地方委員会)

平成28年7月23日 11:00～12:00(本部委員会)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

①「社会科学Ⅱ(経済)」の先行導入が必要との意見を頂き、実施の運びとなった。また「専門学校生におけるPCスキルの有用性」に関するご提言、ご意見をいただいた。PCスキルについては、公務員に限らず「就職」するにあたっては、必ず必要となるスキルであるため、今後も継続実施を求める等の意見を頂いた。

②上記①については、上述のとおり、「社会科学Ⅱ(経済)」において頂いた活用方法を取り入れ、カリキュラムに反映することとなった。

③新たに上がる提言に関しては、今後開催される委員会にて確認を行い、次年度以降も継続して教育課程の編成を実施していく予定である。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

①法律行政分野における実習・演習は、教育社会福祉分野、工業分野等の分野と異なり、企業等との連携の下、学習科目が多いことを考慮して、学内で行なわれる実習・演習の組立を行なう。

②企業等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。

③企業等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

法律、経済、行政の仕組み、授業運営に関して企業等と協定書を締結、打合せを行い、下記の4点について講義内容の質向上のために連携している。

① 実習授業内容構築へのサポート

② 当該実習授業における評価ポイントの確認

③ 授業方法に関する教員への指導

④ 学生の学修習熟状況の評価

(3)具体的な連携の例

科目名	科目概要	連携企業等
社会科学Ⅱ(経済)	官公庁の運営において、「財政」は切り離せない問題である。その財政を理解する上で、需要と供給や市場メカニズム、通貨制度などを理解することは必要不可欠である。公務員を目指すにあたり、経済そのものを大局的に学び、経済のしくみを理解することを目的とする。また、国際経済の動向の学習を通じて、日本が現在置かれている世界的な経済的立ち位置を理解し、日本の国際的な経済的役割も習得する。	日本大学

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。そのために下記のとおり教員研修の環境を整える。

①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修

②企業等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施

③学内に設置される附帯教育講座を利用した自己啓発

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

- 日本大学による経済に関する実務的知識および講義ポイントに関する教員研修会の開催 平成28年3月
- 藤木新生法律事務所による政治に関する知識および講義ポイントに関する教員研修会の開催 平成28年3月

② 指導力の修得・向上のための研修等

同上

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

- 日本大学による教養経済に関する実務的知識および講義ポイントの研修 平成29年3月
- 藤木新生法律事務所による教養政治に関する実務的知識および講義ポイントの研修 平成29年3月

② 指導力の修得・向上のための研修等

同上

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して下記に示す評価項目から評価する。評価結果については、学校長を通じて即座に次年度の学校運営に反映させる。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	① 理念・目的・育成人物像は定められているか。 ② 学校の特色はなにか。 ③ 学校の将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	① 運営方針は定められているか。 ② 事業計画は定められているか。 ③ 運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④ 人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤ 意思決定システムは確立されているか。 ⑥ 情報システム化等による業務の効率化が図られているか。
(3) 教育活動	① 各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか。 ② 修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。 ③ カリキュラムは体系的に編成されているか。 ④ 学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。 ⑤ キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。 ⑥ 授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑦ 育成目標に向け授業を行なう事ができる要件を整えた教員を確保しているか。 ⑧ 成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑨ 資格取得の指導体制はあるか。
(4) 学修成果	① 就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。 ② 資格取得率の向上が図られているか。 ③ 退学率の低減が図られているか。 ④ 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。
(5) 学生支援	① 就職に対する体制は整備されているか。 ② 学生相談に関する体制は整備されているか。 ③ 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ④ 学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤ 課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥ 学生寮等、学生の生活環境への支援は行なわれているか。 ⑦ 保護者と適切に連携しているか。 ⑧ 卒業生への支援体制はあるか。
(6) 教育環境	① 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ② 学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③ 防災に対する体制は整備されているか。

(7)学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行なわれているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行なわれているか。 ④学納金は妥当なものとなっているか。
(8)財務	①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行なわれているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9)法令等の遵守	①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行なっているか。 ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
(11)国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

卒業生の社会適応能力について多くの意見を頂いた。コミュニケーション能力、組織への適応について、日々の学生指導においてこれまで以上に強く意識していくことを確認した。クラスでの担任の指導はもちろんのこと、全員参加の各種学校行事やクラブ活動を通じて、縦軸横軸の双方から社会適応能力を高める環境を積極的に提供していく。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成28年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
公原 博之	近畿第一監査法人 会計士	H.27.4.1～H.29.3.31	企業等委
勝部 貴史	MGS税理士法人	H.27.4.1～H.29.3.31	企業等委
則包 淳一	青山商事株式会社 法人営業部 課長	H.27.4.1～H.29.3.31	企業等委
田中 理絵	咲行政書士事務所	H.27.4.1～H.29.3.31	企業等委
中本 每彦	大原簿記法律専門学校 難波校 校長		校長
宮路 信美	大原簿記法律専門学校 難波校 副校長		事務局員
仁科 幸久	大原簿記法律専門学校 難波校 法律教務部 部長		事務局員
新井 潤	大原簿記法律専門学校 難波校簿記・会計士・ビジネス教務部 部長代理		事務局員
山本 剛	大原簿記法律専門学校 難波校法律教務部 課長		事務局員
山本 省二	大原学園 関西圏就職本部 課長		事務局員
山田 剛隆	大原簿記法律専門学校 難波校簿記・会計士・ビジネス教務部 課長		事務局員
西島 貴之	大原簿記法律専門学校 難波校簿記・会計士・ビジネス教務部 課長		事務局員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生、校長等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ(7月予定)

<http://www.o-hara.ac.jp/about/iissen/>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。

②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。

③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①概要 ②教育方針 ③沿革
(2)各学科等の教育	①入学定員 ②受入方針 ③カリキュラム ④進級、卒業要件等 ⑤専門士・高度専門士の称号付与 ⑥目標とする国家試験、検定試験等 ⑦主たる国家試験、検定試験等の合格実績 ⑧卒業生の進路
(3)教職員	①教職員数 ②教職員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	①キャリア教育 ②実習・実技等 ③就職支援等
(5)様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②課外活動
(6)学生の生活支援	①完全担任制 ②就職教育
(7)学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等
(8)学校の財務	学園の財務状況公開
(9)学校評価	学校関係者評価結果
(10)国際連携の状況	—
(11)その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

<http://www.o-hara.ac.jp/about/hvoka>

授業科目等の概要

(文化教養専門課程法律行政学科) 平成28年度														
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			漢字	実社会において漢字の意味を含め実践的に通用する使い方を習得	2①	40		○		○	○			
○			ビジネス基礎	社会人としての基本的なマナーを習得	2③	80		△		○	○	○		
○			パソコン基礎	パソコンの基礎知識及び操作技能	2③	80				○	○	○		
○			ビジネス実務法務	コンプライアンス・法令遵守能力に関する知識習得	2③	40		○			○	○		
○			文章表現	作文法ならびに文章構成方法の理解と実践	2①②	40		○			○	○		
○			国語	口語文法および敬語の使い方、日本文学史概論	1③	40		○			○	○		
○			文章理解	文章理解力を身につけるための基礎的知識の習得と実践	1①	40		○			○	○		
○			数的推理	「速さ」、「仕事算」、「場合の数」などの基礎的な問題の解法習得	1①	40		○			○	○		
○			判断推理	「論理」、「順序」、「対応」などの基礎的な問題の解法習得	1①	40		○			○	○		
○			社会科学Ⅰ(政治)	「基本的人権」や「統治機構」など日本国憲法に関する知識の習得	1①	40		○			○	○		
○			社会科学Ⅱ(経済)	「国民経済計算」、「市場メカニズム」など経済学の基礎知識の習得	1①	40		△	○		○	○		○
○			人文科学Ⅰ(日本史)	古代から現代までの日本の政治の変遷に関する基礎知識の習得	1①	40		○			○	○		
○			人文科学Ⅱ(世界史)	古代から現代までの世界情勢の変遷に関する基礎知識の習得	1①②	40		○			○	○		
○			人文科学Ⅲ(地理)	「自然地理」、「人文地理」、「統計」などの基礎知識の習得	1①②	40		○			○	○		
○			自然科学Ⅰ(物理)	物理(運動の表現、エネルギー)の基礎知識を習得	1③	40		○			○	○		
○			自然科学Ⅱ(化学)	化学(物質構造や化学反応)の基礎知識を習得	1③	40		○			○	○		
○			自然科学Ⅲ(生物)	生物(生命現象や恒常性、生体反応)の基礎知識を習得	1②③	40		○			○	○		
○			自然科学Ⅳ(地学)	地学(岩石、地震)の基礎知識を習得	1②③	40		○			○	○		
○			自然科学Ⅴ(数学)	「方程式」、「関数」などの基礎的な問題の解法習得	1③	40		○			○	○		
○			法学概論	法律学習の前提となる法学の基礎知識	1①	40		△	○		○	○		

○		憲法Ⅰ(総論・人権)	憲法のしくみや日本国憲法などの基礎知識	1②	80	○		○	○		
○		憲法Ⅱ(統治機構)	国会、内閣、裁判所などの基礎知識	1②	80	○		○	○		
○		民法Ⅰ(総則)	意思表示・代理など、民法全般に関わる基礎知識	1②	40	○		○	○		
○		民法Ⅱ(物権)	所有権・抵当権など、物権に関わる基礎知識	1②	80	○		○	○		
○		民法Ⅲ(債権総論)	債権の目的・効力・消滅に関する基礎知識	1②	40	○		○	○		
○		民法Ⅳ(債権各論)	売買・賃貸借などの各種契約に関する基礎知識	1③	40	○		○	○		
○		民法Ⅴ(親族相続)	婚姻・離婚・養子・相続などに関する基礎知識	1③	40	○		○	○		
○		憲法特講	憲法の基本原理・各種人権・統治機構などに関する総合問題演習	2①	80	○		○	○		
○		民法特講	総則・物権・債権・親族・相続に関する総合問題演習	2①	80	○		○	○		
○		行政法	行政組織・行政作用・行政救済に関する基礎知識	2①	80	○		○	○		
○		基礎法学	法制度全般に関する幅広い基礎知識	2②	40	○		○	○		
○		経済事情	市場、国民経済計算などの基礎知識	2②	40	○		○	○		
○		個人情報保護法	個人情報の取扱いなどに関する基礎知識	2②	40	○		○	○		
○		国際関係	外交、安全保障、経済関係に関する知識	2②	40	○		○	○		
○		財政学	財政理論、財政政策などの基礎知識	2②	40	○		○	○		
○		会社法	株式会社をはじめとする各種会社に関する基礎知識	2②	40	○		○	○		
○		政治学	政治学の基礎概念、政治過程論などの基礎知識	2①	40	○		○	○		
○		行政学	行政国家と福祉国家、行政組織などの基礎知識	2①	40	○		○	○		
○		経営学	近代組織論、経営戦略論などの基礎知識	2②	40	○		○	○		
○		社会学	社会学史、社会学の基礎概念などの基礎知識	2②	40	○		○	○		
	○	刑法	犯罪の成立要件や各種犯罪に関する基礎知識	2②③	40	○		○	○		
	○	労働法	労働三法などに関する基礎知識	2②③	40	○		○	○		
	○	マクロ経済学	国家、国民、市場の経済メカニズムに関する知識	2②③	40	○		○	○		
	○	ミクロ経済学	個人、企業等の経済活動に関する市場メカニズムと背景に関する知識	2②③	40	○		○	○		
	○	OA基礎概論	PC操作の基本 ワードの基本操作を身に付ける	2②③	40			○	○	○	
	○	金融商品論	ファイナンシャルプランニングの関連法規、ライフプランニング策定や資金計画を習得	2②③	40	○		○	○		
合計				46科目		2000単位時間(単位)					

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>1. 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。 ただし、授業科目によってはその他の方法で査定することができる。</p> <p>2. 試験には定期試験、追試験および再試験等がある。 追試験はやむを得ない事故等により定期試験を受けなかった者に対して行 い、 再試験は受験の結果、不合格となった者のためにこれを行う。</p> <p>3. 追試験及び再試験は、本校において必要と認めたとときに限りこれを行う。 (学業成績) 学業成績の判定は優、良、可、不可の4種をもってこれを表し、優は80点以 上、 良は60点以上、可は50点以上、不可は49点以下とし、優、良、可を合格、不 可 は不合格とする。</p>	1 学年の学期区分	3 期
<p>(卒業) 本校に在学し、下記に定める授業時数以上履修し、かつ、その該当する所定 の 授業科目について合格に達して卒業資格を得た者には、卒業証書を授与す る。 ・ 法律行政学科 2 年制は 1, 7 0 0 時間</p>	1 学期の授業期間	1 5 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
- 2 企業等との連携については、実施要項の 3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。